

# 八王子市立第一中学校 体罰防止の取り組み

## 1. 基本的な考え方

- ・教育活動は、児童生徒の人格を尊重し、心身の健やかな成長を支えるものでなければならない。
- ・体罰は、どのような理由であれ許されるものではなく、法令により禁止されている(学校教育法第 11 条)。
- ・教職員は、指導において児童生徒の信頼を得ながら、適切な対応を心がける。

## 2. 体罰の定義と範囲

- ・「体罰」とは、児童生徒に対して懲戒の名のもとに身体的苦痛を与える行為を指す。  
例：殴る、蹴る、叩く、正座を強要する、無理な運動をさせる等
- ・「不適切な指導」とされる行為(大声で怒鳴る、人格を否定するような発言など)も併せて留意。

## 3. 体罰防止のための取組

### (1)教職員への研修

- ・体罰の定義、法的根拠、許される指導・許されない指導の線引きを理解するための研修を定期的実施する。
- ・全教員による体罰防止自己点検を実施する。

(体罰ガイドラインの確認、事例 研究、「体罰防止セルフチェックシート」を活用)

### (2)指導体制の整備

- ・指導の際に教員は感情的にならず、生徒が自らの行為等を省みることができるよう言葉による指導に努め、指導には、複数の教員で対応する。
- ・生徒との信頼関係構築に努める。

### (3)相談・報告体制の整備

- ・体罰・いじめ等他人に話づらい相談でも生徒が学校に申し出ることができるよう、教育相談の充実に努める。
- ・学級・教科担任に加え養護教諭やスクールカウンセラー等による相談機能を確立させる。
- ・体罰調査の継続実施する。

(情報が寄せられた場合には、速やかに管理職が生徒・教員から聴き取りを行い、体罰や不適切な言動と認められる場合には、教員への指導及び教育委員会への報告を行う等適切に対応する。)

- ・教員が体罰は教育上許されないという強い意識をもち、発見した際は即座にその行為を制止させるとともに管理職に報告する。

### (4). 保護者・地域との連携

- ・保護者に向けて体罰防止の基本方針を周知し、理解と協力を得る。
- ・地域とも連携し、開かれた学校づくりを推進する。